

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 株式会社中電工

【英訳名】 CHUDENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小畑 博文

【本店の所在の場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082)291 7411(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 寺西 範昭

【最寄りの連絡場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082)291 7413

【事務連絡者氏名】 総務部長 寺西 範昭

【縦覧に供する場所】

株式会社中電工 広島統括支社
(広島市南区皆実町一丁目9番35号)

株式会社中電工 岡山統括支社
(岡山市中区平井1164番地2)

株式会社中電工 山口統括支社
(山口市大内御堀字黒坊上1316番地1)

株式会社中電工 島根統括支社
(松江市西津田四丁目7番10号)

株式会社中電工 鳥取統括支社
(鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1)

株式会社中電工 東京本部
(東京都新宿区西新宿六丁目22番1号)

株式会社中電工 大阪本部
(大阪市北区南森町二丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものである。

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第100回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、伊藤聖彦、畝由紀男、榎田好一、緒方秀文、小畑博文、金山隆幸、國木恒久、熊崎村夫、神出亨、堤孝信、法宗亨昭、見立和幸の12名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松村秀雄、四方田茂の2名を選任する。

第5号議案 取締役（社外取締役分）の報酬額の改定および監査役の報酬額の改定の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使条件の改定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	501,017	3,851	29	(注)1	可決 95%
第2号議案 定款一部変更の件	504,660	208	29	(注)2	可決 96%
第3号議案 取締役12名選任の件				(注)3	
伊藤 聖彦	488,777	15,897	222		可決 93%
畝 由紀男	487,448	17,226	222		可決 92%
榎田 好一	488,826	15,848	222		可決 93%
緒方 秀文	488,776	15,898	222		可決 93%
小畑 博文	488,860	15,814	222		可決 93%
金山 隆幸	488,781	15,893	222		可決 93%
國木 恒久	488,777	15,897	222		可決 93%
熊崎 村夫	488,777	15,897	222		可決 93%
神出 亨	484,300	20,373	222		可決 92%
堤 孝信	488,777	15,897	222		可決 93%
法宗 亨昭	488,766	15,908	222		可決 93%
見立 和幸	494,770	9,904	222		可決 94%
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
松村 秀雄	433,454	71,413	29		可決 82%
四方田 茂	492,642	12,224	29		可決 93%
第5号議案 取締役（社外取締役分）の報酬額の改定および監査役の報酬額の改定の件	504,486	381	29	(注)1	可決 96%
第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使条件の改定の件	504,459	408	29	(注)1	可決 96%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。
- (注) 金山隆幸の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用している。

以上